



役場保健福祉課の事務所が 総合福祉センター「ハピネス」に移転します

11月11日
スタート

この度、窓口機能の充実による住民サービスの向上と効率的・効果的な組織体制の見直しのため、役場保健福祉課の事務所を総合福祉センター「ハピネス」に集約し、令和6年11月11日(月)から新事務所を開設いたします。

これまで役場保健福祉課の窓口で対応してきました手続きにつきましては、今後、総合福祉センター「ハピネス」で行います。

今後、窓口業務の充実による住民サービスの向上に取り組んで参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

なお、保健福祉に関する転入・転居・出生・転出・死亡などの手続きにつきましては、役場総合窓口でも一部手続きを引き続き行うことができます（以下参照）。

■子育て支援に関する手続き

転入・出生・転居・転出に伴う乳児すこやか助成申請、児童手当に関する申請
転入に伴う子ども子育て支援ハンドブックの配布
道外から小学生以下の子の転入に伴うどさんこ・子育て特典カードの配布
転入・出生・転出に伴う児童扶養手当に関する申請

■国民健康保険・後期高齢者医療保険・医療給付に関する手続き

転入・転居・出生・転出・死亡に伴う国民健康保険手続き、保険証の発行・回収
国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者が死亡された場合の葬祭執行者に対する葬祭費の支給申請受付
転入・転居・出生・転出・死亡に伴う医療給付手続き、受給者証の発行・回収

■介護保険に関する手続き

転入・転居・転出・死亡に伴う介護保険手続き、保険証の住所変更・回収

■予防接種に関する手続き

20歳以下の子の転入に伴う予防接種状況の確認

【お問い合わせ】

総合福祉センター「ハピネス」 ☎ 4-3356 (直通)

※役場代表電話でも可 ☎ 4-2511

町民生活課 ☎ 4-2511